

市町村合併調査研究特別委員会

平成16年2月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎三木 誓士	○小野 隆雄	松田 正	飯高 昭二
西谷 剛周	坂口 徹	浦野 圭司	吉川 勝義
木田 守彦	木澤 正男	里川宜志子	中川 靖広

欠席委員 嶋田善行、浅井正八、中西和夫

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
企画財政課長	藤原 伸宏	同 課 長 補 佐	山崎 篤
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	同 係 長	福居 哲也

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開 会（午前9時00分）
署名委員 小野委員、坂口委員

委員長 おはようございます。事前に嶋田委員、浅井委員、中西委員より欠席の連絡をいただいております。ただいまより市町村合併調査研究特別委員会を開会します。

委員長 それでは、町長の挨拶をお受けいたします。

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず始めに、本日の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に小野委員、坂口委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

それではレジメに沿って審議を進めてまいります前に、先般開催されました第3回新市の名称・事務所の位置検討小委員会の中で、委員長より各町の特別委員会で、どのような取り組みがなされているのか、各町の4号委員さんにも理解していただけてもらった方がよいのではないかと、この提案がございました。議長とも協議をさせていただき、各町の対応も見せていただく中、4号委員さん、お二人には傍聴に来ていただけたら、この事で当委員会の開催のご案内を送付させていただいたところでございます。まず、その事を皆様にご報告申し上げます。そして今日は4号委員の吉川委員が傍聴に来られています。

それでは審議に入りたいと思います。1番目に第9回平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の報告についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

企画財政 課長 それでは、去る2月10日、三郷町コミュニティセンターにおいて開催されました、第9回合併協議会について、ご報告申し上げます。

まず、資料1-1の合併協議会会議資料の、1枚めくっていただきまして、会議次第をご覧いただきたいと思います。

第9回合併協議会では、報告事項といたしまして、1月27日に開催されました第3回新市の名称・事務所の位置検討小委員会の報告と1月30日に開催されました第3回新市建設計画（まちづくり計画）策定小委員会の報告がなされております。協議事項としましては、第8回協議会において提案され、継続協議となっております、「地方税の取扱いについて」他5件の継続協議がなされました。また、新規協議としましては、「人権施策関係事業の取扱いについて」他3件が新たに提案をされたところでございます。それでは、それぞれの内容と協議結果及び各委員から出されました意見、質疑等につきましてご報告をさせていただきます。

まず始めに、報告第19号第3回新市の名称・事務所の位置検討小委員会報告についてでございます。去る1月27日に、三郷町スポーツセンターにおきまして、第3回の小委員会が開催をされました。この審議結果等について、下村委員長から報告がなされております。小委員会では、まず、新市の名称候補募集について、募集要領により募集チラシを協議会だよりに折込み配布したこと、また、各町公共施設に配布した旨の報告がされております。

次に、庁舎機能の方式についてでございますが、第2回の小委員会において、住民の視点からみた場合どのような違いがあるのか十分検討する必要があるなどの意見を踏まえ、本庁舎方式、分庁舎方式、総合支所方式、総合支所一部分庁舎方式、それぞれの業務内容やメリットとデメリットの説明がされております。これにつきましては、資料1-3としてお手元にお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

各委員からは、庁舎方式の検討については、持ち帰って検討したいとの意見が多く、小委員会としては、次回の小委員会で各町の意向をお聞きするなかで、庁舎機能の方式について、一定の意見集約を行うこととなっております。

次に、報告第20号第3回新市建設計画（まちづくり計画）策定小委員会報告についてでございます。去る1月30日に、平群町中央公民館におきまして、第3回の小委員会が開催をされました。この審議結果等について、荒木委員長から報告がなされております。小委員会では、まず会議の開会に先立ち、事務局より、財政計画及び財政シミュレーションの作成状況について報告がされております。これにつきましては、企画部会・財政部会において、昨年10月時点での財政見通しに基づき、新市財政計画や、7町が合併した場合と合併しない場合の財政シミュレーションを作成し、今回の第3回小委員会に提案される予定ではありました。しかしながら、総務省が1月下旬に、平成16年度の地方財政計画を示され、地方交付税の削減などが判明いたしましたことから、より詳細かつ実態に見合った財政計画及び財政シミュレーションを作成するため、今後、国から示されます基本方針や数値に基づいた、時点修正による見直しを行い、できるだけ早い時期に提案したいとのことでもあります。

次に、小委員会の協議内容であります。まず、継続協議となっております「新市建設計画の計画部分に係る主要施策」については、第2回小委員会での委員の意見を踏まえ一部修正されたものが、承認されたところでございます。

次に、新規協議といたしまして、「主要事業及び事業概要」と「新市における特色ある事業」について提案がされ、継続協議とされたところでございます。

続きまして、協議事項でございます。前回の協議会で提案をされました協議第22号地方税の取扱いについてでございます。資料1-1の2ページでございます。これについては前回の協議会で質問のございました市街化区域内農地の状況について資料が提出されております。3ページの資料でございます。この「地方税の取扱いについて」は、原案どおり確認をされたところでございます。

次に、4ページをご覧頂きたいと思っております。協議第23号納税関係事業についてでございます。これにつきましても、原案どおり確認を

されたところでございます。

次に、資料の5ページをお開きください。協議第24号国民健康保険事業の取扱いについてでございます。これも継続協議となっていたもので、前回の協議会において、モデル世帯の比較データを示されたいとの意見があり、資料が提出されております。6ページでございますけれども、「平成15年度国民健康保険税率一覧表」と「平成15年度本算定時における現年分の賦課状況」を、7ページには、モデル世帯を2パターンの条件設定を行い、7町の国民健康保険税額を比較した資料でございます。この協議事項につきましても、原案どおり確認をされております。

次に、継続協議の協議第25号介護保険事業の取扱いについてであります。資料1-1の8ページでございます。これにつきましても、原案どおり確認をされております。

次に、継続協議となっていました協議第26号消防団の取扱いについてであります。資料1-1の9ページでございます。前回の協議会において「消防団の団員数と報酬について、7町では違いがあり、常設消防が設置されるなか、どのように調整するのか」との質問がございました。これに対しまして、事務局より「消防団の役割については、防火防災活動のみならず、行方不明者の捜索や、地域行事の参加など、地域に密着した重要な役割を担っていることから、消防団の活動を維持していく必要があるので、消防団の団員である者については、新市に引き継ぐとしたこと。また、報酬については、その活動内容や役割に応じて決められるべきものであり、7町の現行の報酬額や県内市町村の事例を参考に検討するため、現行の制度をもとに調整し、合併時に統一するとした。」との答弁がございました。この「消防団の取扱いについて」も、原案どおり確認をされております。

次に、10ページでございます。同じく継続協議の協議第27号消防防災関係事業についてであります。これにつきましても、原案どおり確認をされたところでございます。

次に、新規協議であります。会議資料の11ページをご覧ください

たいと思います。協議第29号人権施策関係事業の取扱いについて、ご説明させていただきます。

(資料朗読)

企画財政
課長

以上、人権施策関係事業の取扱いの調整方針として、提案がされました。

これまで、7町において、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るため、さまざまな施策が実施されてきたところであり、新市におきましても、これまでの取り組みの経過を踏まえ、総合的かつ計画的に啓発活動を推進することが必要であるとの認識に立ち、この調整方針が提案されたものであります。

続きまして12ページでございます。7町が実施しております人権施策関係事業について、取りまとめました事務事業現況調書について整理し、概要として示されております。

まず、1点目の人権啓発活動については、12ページの資料をご覧いただければわかりますように、7町とも概ね共通した事業が実施をされておりますことから、新市においては、これまでの取り組みを踏まえたうえで、新市において調整し、全庁的な体制の下に、その推進が図られることとなっております。

次に、2点目の人権施策に関する審議会については、現状として、斑鳩町と河合町を除き審議会等が設置されておりますことから、これまでの取り組みを踏まえまして、新市において新たに人権施策に関する審議会が設置されることとなります。

次に、3点目の人権相談事業についてですが、13ページをご覧ください。7町とも人権擁護委員による人権相談が、回数に違いはありますがものの定期的に実施をされており、新市においても、引き続き実施することとし、実施内容等を調整のうえ、推進に努めることとなっております。

次に、14ページをお開きください。4点目の男女共同参画事業に

つきましては、斑鳩町で委員会や推進本部の設置、行動計画の策定がされております。平群町では懇話会が設けられ男女共同参画計画が策定される予定となっております。他町におきましても、委員会等の、或いは計画等の策定の計画はないものの、いわゆる関係機関との連携により男女共同参画社会の実現に向けた取り組みがされているところです。新市におきましても、その推進に努めていくこととされておるところでございます。

以上が提案内容でございますが、これに対し委員からは、「各町で実施されている相談の内容、実績はどうか」との質問があり、事務局より調査して次回お答えするとのことでありました。この提案につきましては、継続協議とされたところであります。

次に、15ページをご覧ください。協議第30号環境対策事業の取扱いについて、ご説明申し上げます。

(資料朗読)

企画財政
課長

以上、環境対策事業の取扱いとして、提案がされております。16ページをお開きください。事務事業現況調書を概要として取りまとめしております。まず、1点目のごみ収集・運搬についてですが、収集体制として、王寺町で一部委託、河合町で全面委託、その他の5町では直営となっております。収集方法では、可燃ごみの収集が7町とも週2回ではありますが、資源ごみその他のごみの収集回数に違いがございます。続いて、17ページをご覧ください。斑鳩町と河合町において指定ごみ袋が使用されております。以上申し上げましたとおり、ごみ収集・運搬については、7町において違いがございますことから、当面、現行のとおりとし、合併後、住民に混乱が生じないよう速やかに調整し、統一していくこととされております。

次に、資料の18ページをお開きください。2点目の環境美化事業、地球温暖化対策についてであります。現状としましては、7町それぞれ、低公害車の購入、節水・節電、紙類の使用量削減、緑化推進、省

エネルギー対策などに取り組み、特に、斑鳩町におきましては、ISO14001の認証取得をし、積極的な環境保全への取り組みをしているところでございます。新市においても、この取り組みを継承し、認証を取得する方向で調整されることとなっております。

次に、資料の20ページをお開きください。3点目のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬及び処分についてでございます。収集・運搬あるいは処分方法については、各町で違いがあり、早急な調整・統一ができないことから、当面現行のとおりとし、新市において調整することとされております。

次に、4点目の火葬場、墓地、焼却場についてでございますが、火葬場の現状としては、三郷町、斑鳩町、王寺町で町営の火葬場が設置されており、平群町、上牧町、河合町、王寺町で建設中となっております。墓地につきましては、三郷町と上牧町で町営墓地が設置されております。焼却場については、7町すべてに設置されておりますが、これらの施設の設置・建設にあたっては、地元同意を得ていることから、調整案としては、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において地元同意の趣旨を尊重することとされております。

以上が環境対策事業の取扱いについての提案内容でございますが、これに対し、委員からは、「ごみ焼却場については、その改修が主要な事業となる。建替えについても新市の建設計画に盛り込むべきである。」、また、「焼却場の建設には地元の反対がある。県や市町村がしっかりしないと、2010年までに厚生労働省がいう100tの焼却場はできない。」との質問がありました。これに対し会長より、「専門部会で詰めてもらって提案してはどうか。」とのことであります。また、「焼却場をどう維持していくかが問題である。早急に統合することは現実的に不可能である。従来 of 施設を利用していくなかで調整すべき。」との意見などがございました。

この環境対策事業の取扱いについても、継続協議とされたところでございます。

次に、資料の21ページをご覧ください。協議第31号水道事業の取

扱いについて、ご説明申し上げます。

(資料朗読)

企画財政
課長

この詳細についてでございますが、資料の22ページからをご覧ください
ただきたいと思います。水道事業の取扱いに関し、事務事業現況調書
を概要として取りまとめたものでございます。現在、7町で水道事業
を実施しております。現行の給水施設等を基本として新市に引き継ぐ
ため、給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐこととして
おります。

続きまして、23ページでございます。水道料金、水道加入金等を
一覧にしております。料金につきましては、7町とも、給水口径に応
じた基本料金と使用水量に応じた従量料金の合計金額により、算定を
されております。基本料金、従量料金の単価については、7町におい
て違いがございます。

次の資料の24ページをご覧くださいと思います。これは、7町の
現行の水道料金が比較しやすいよう、1ヶ月の使用水量を15m³、2
5m³、35m³の3段階に区分いたしまして、給水口径ごとに7町の水
道料金を試算したものでございます。ご覧のように、各町の水道料金
では違いが生じてございます。23ページに戻っていただきたいと思
います。下の段の加入金等ではありますが、給水口径により区分され、
金額が設定をされております。これにつきましても、金額や徴収区分
に違いがございます。水道料金といいますのは、町全体の使用水量や
自己原水取水量と県営水道受水量の比率、設備投資や経常費用の試算
を行い、その経費に見合った水道料金が設定をされるものでございま
す。この料金については、日常生活に密接に関わることから、住民の
理解が得られるよう、一定の周知期間が必要であり、合併後3年を目
途に統一することとしております。また、加入金については、老朽管
の敷設替えや配水施設の更新、送水管の整備費用としての重要な財源
でございます。また、新規需要者と従来の需要者との負担の公平を期

するための措置として徴収されるものであることから、新市における加入金等の金額の決定については、料金と同様に、合併後、新市としての水道事業の全体的な整備計画と財政計画を策定する必要がありますことから、料金同様、合併後3年を目途に統一することとしております。

次に、25ページをご覧ください。検針業務については、料金の徴収と一連の作業であることから、料金と同様、合併後3年を目途に統一することとしております。手数料につきましては、7町において違いがありますことから、合併時に統一することとされております。

続きまして、

資料の26ページをご覧ください。簡易水道については、現在、平群町のみ実施をしておりますが、上水道の整備を行っておりますことから、現行のとおり新市に引継ぎ、水道事業に統合することとされております。

以上が水道事業の取扱いについての提案内容でございますが、委員からは、「水道事業は独立採算が基本であるが、各町の状況はどうか。」とのご質問がありました。また、意見としては、「水道料金の設定は、都市計画税をどうするかと同じように、事務者では決めにくい問題がある。町長レベルでの政治的判断が必要である。また、住民の関心のあることであり、具体的なことを知りたがっている。住民説明会では、具体的な調整方針を出してもらいたい。」との意見があり、会長より「町長が集まって協議しながら進めたい。」との答弁がございました。また、「水道料金がいくらになるかは住民の関心事である。数字で表して欲しい。そうしないと財政シミュレーションもできない。」との意見には、会長より「3年を目途に調整するという事で理解されたい。」との答弁がございました。

この水道事業の取扱いについても、継続協議とされております。次に、資料の27ページをご覧くださいと思います。協議第32号下水道事業の取扱いについてご説明申し上げます。

(資料朗読)

企画財政
課長

まず、資料の28ページをご覧くださいと思います。7町の下水道整備事業の概要が記載されております。事業の進捗状況については、平群町、斑鳩町、安堵町が未供用となっており、供用を開始されているところでは、下水道普及率は、低いところでは36.2%、高いところで86.4%となっております。

続きまして、資料の29ページをご覧ください。7町の平成15年度から平成17年度までの財政計画が記載されております。この金額につきましては、下水道施設を維持管理するために必要な経費と、建設に要した経費に充当した起債の償還額の合計の3年間の見込みとなっております。既に供用開始している町においては、年度ごとにそれぞれの金額、また、斑鳩町、安堵町では、17年度から、平群町では19年度から費用が発生することとなります。

下水道事業については、各町の現状を踏まえ、普及率などにおいて地域格差が生じないように、新市において速やかに、事業推進の基礎となる下水道事業計画を定めることとされたところでございます。

使用料については、既に供用を開始している4町と斑鳩町において条例で使用料が定められておりますが、各町においてそれぞれ違いがございます。この料金については、資料の30ページをご覧くださいと思います。この表では、1世帯の1ヶ月の処理量を15m³、25m³、35m³の3段階に区分し、各町の下水道使用料を試算したものでございます。使用料は、それぞれの町の財政計画による設備投資や維持管理費の多寡により、このように差が生じているところでございます。新市においては、新たに財政計画による設備投資額や管理費の試算を行い、その経費に見合った単価の決定をする必要があることから、料金については、当面、現行のとおりとし、新市において速やかに調整し、統一することとされております。

次に、受益者負担金についてでございます。29ページの下の方をご覧くださいと思います。受益者負担金については、三郷町が1

戸たり 21 万円、斑鳩町が 10 万円となっており、上牧町、王寺町、河合町では徴収されておられません。受益者負担金は、処理区域内の下水道を使用される方に建設費の一部を負担していただくものであります。各町で受益者負担金の取扱いが異なるものの、新市としての一体性の確保を図るとともに、負担の公平性の原則に照らし合わせ、調整方針を合併時に統一するとしたものであります。

続きまして、資料の 31 ページをお開きください。水洗便所改造資金融資関係事業については、現在、三郷町、斑鳩町、上牧町、王寺町、河合町において、便所改修に必要な資金の融資や、借入金の利子補給制度があり、それぞれ制度に違いがあるものの、新市においても、この事業の目的である水洗化率の向上を図るため、合併時に制度等の調整を行い統一するというものでございます。

次に、農業集落排水事業ですが、地域性を考慮し、事業の投資効果を十分に検討することを念頭に、合併時に新市に引き継ぐこととされております。

以上が下水道事業の取扱いについての提案内容でございます。これについては、委員から「浄化センターの受け入れ態勢は整っているのので、積極的に推進してもらいたい。」との意見がございました。この協議事項につきましても、継続協議とされたところでございます。

以上簡単ではございますが、第 9 回合併協議会の審議概要のご報告とさせていただきます。なお、次回の協議会でございますが、3 月 10 日、午後 2 時から王寺町王寺アリーナにおいて開催されることになっておりますので、よろしく願いいたします。

この協議会の冒頭におきまして合併協議会委員の変更のご報告がございました。安堵町の 4 号委員でございます、増井委員が辞任をされまして、新たにタツミ委員が就任をされたところでございます。

委員長

今、報告ございましたことについて、質疑、意見等がありましたら、お受けしてまいりたいと思います。

中川委員 今、報告をお聞きしてますとね、住民に直接関わる負担ですよ、例えば国民健康保険事業、住民が直接負担しなければならない、お金の係わるというと語弊がありますけれど、この差が斑鳩町と安堵町で医療分の所得割なんかだったら、1.8倍、5%と9%、約2倍近い、平群町と上牧町の介護分の資産割だったら1.5倍、こういう負担が合併して市になるとどうなりますよ、という数字を具体的に出さない事には住民の人は判断しにくいと思うんですよ。それを合併してから3年後、合併してからどうする、という事ではどうして判断するのか。そこらをどうお考えになっているのかちょっとお聞きしておきたいと思います。

総務部長 おっしゃる通りでございます、そういった関係がいわゆる今の段階において調整すれば住民説明会なんかでは分かり易い資料、という事で前回西谷委員さんの方からも指摘があったわけでございますけれども、なかなかそういったものを詰めていくのがなかなか難しい問題がございます中で、協議会の中ではこのようなまとめ方をされておるとい事でございます。

中川委員 住民にとってはね、合併して調整した、えらい負担増えてしまった、こんなんだったら合併しなければよかったのに、という風になるかも分からないし、ある町の人が合併して少なくなったからよかったな、と思われる方もおるか分かりません。だからそういうのを先に調整しない事には住民一人ひとりの判断がつきにくいのではないかと思いますけれども、これはどうにか調整してもらえないのですか。先に調整して、合併したら負担がこうなりますよ、医療保険、国民健康保険税が今は斑鳩町こうですけど、合併したらこうなりますよ、ちょっと増えますよ、減りますよ。こっちは減りますよ、増えますよ、という事を出してあげない事には判断のしようがないと思いますけれど。合併してから調整するのだったら、合併してから、そんなんだったら合併やめといてくれたらよかったのに、と言ったところで遅いで

すやん。

総務部長 これも前回そのような関係について、お答えさせていただいたんですけど、協議会の方でどのレベルで調整するのか、という話を決めていただければ我々事務方といたしましては、そうした中で時間を要しましても、ある程度の考え方は出していけると思いますけれども、先ほど申し上げましたような関係でそういったまとめ方をされておりますので、現状としてはそういった事になっておるという事でございます。

中川委員 合併してから後悔しても仕方がない、という事で進んでいるのですね。

町 長 この関係等についてはやっぱり、この委員の中からもそういうご意見がございます。その中に出てくるのはやっぱり一番高いレベルに照準をあてなければならないとか、やっぱりその町によってはすっくり、無料とか、その町の特色あるのではないかという事で、これは中川議員おっしゃっていただくように、それが必ずしもはっきりという事がいければ合併というのはスムーズにいくと思います。ただ、やっぱり現状を考えたらみんなはメリット、デメリットどうや、という事については、今マスコミ等が言われているように、合併されて必ずしも料金も下がる、という事は有り得ないわけです。必ず上がっていくわけです、これは当然の事です。これは仮に下水道ひとつにしても、北葛3町は負担金はゼロです。我々は10万円、安堵町と平群町はこれから策定をされるわけですがけれども、どういう形になってくるのか、この関係等についてはどう調整していくのか。そしたらこれを仮に負担金をゼロにしようとするれば、今まで10万円いただいていた方に説明会して、返していくという事が果たしてできるのか。そこらの事も、やっぱり、なかなか難しい問題等であると思います。私はやっぱりこれは合併に対して必ず調整ができるという事が必ずしもできるものだ

ったら、皆さん方それで承諾されるんです。今の法定協議会では新市に向っていくけれども、全て継続審議で、また次の委員会等について議論していくわけですから。これは色々と言えば、きりがないと思います。当町でも仮に、し尿処理場にしても、火葬場にしたり、かなりの覚書きがあるわけですから。火葬場にしたり、地元以外あるいは笠目等の関係等についての関係。それ以外についてはここでは絶対に火葬してはならない、できませんけれども、たまにそういう特殊な経緯があれば町長が認めるという事になっておりますけれども、やっぱり地元の関係等についてはかなり厳しい規制をされてると思います。その事がどう調整されていくのか。斑鳩町にとっても、し尿処理場、火葬場あるいはごみ焼却場、これは覚書きの中で皆さん方に非常に負担をいただいて、非常に地域の為に補償させていただいておりますし、全てが解消しているわけではないですから、これ以後にも補償というのは続いていくわけですから、やっぱりそういう事を考えますと、そのものがどんなに積算されるのか、そこらを十二分に考えなかったら、なかなかそう簡単にはでき得ないと。結果が出ればそれは簡単なものです。結局合併する為に皆さん方7町寄ったら、これだけの金額が安くなりますよ、これ位になりますよ、という事が言えれば絶対に間違いございませんけれども、ただやっぱり新しい市を作っていく中には、これからまた市の中で議会と共同で話をして、今おっしゃっているのは3年で調整するとかいう話は出てはいますけれども、あくまでも3年という一つの基準ですけれども、私はやっぱりそういう点があるという難しい問題があると思いますし、その事は今、中川議員がご指摘のように、そういう意見は出ますけれども結果的にはようまとまっていけない、というのがそういう結果、7町が統一できる金額になるという事はなかなか難しいのではないかな、と思っています。

松田委員 毎回同じような事を言われてきているわけですがけれども、報告を受けて、今日資料もらったんで、中身の関係、具体的に吟味している状況ではありませんので、的を得てるか得てないかは分からないんです

けれども、仮に例えば町税なんかの関係で言われても、一番合併するについて、財政的に一体どうしていくのか、という財政シュミレーションの関係の提出を求めているんですけど、なかなか出てこない。今日の報告を聞きますと先送りされているような状況ですけども、それでいて協議会の方では地方税の取扱いなどについても決めているわけですね、一応いわゆる地方税の関係について自主財源になってくる関係については、ほとんど現行通りだという事も決めていますし、そして目的税の関係につきましても、入浴税の関係というのは三郷と平群町だけなんですけど、今かかっているのは。それは現行通り。例えばこの都市計画税の関係につきましても、7町のうち確か4町は徴収してないと思うんですよ、これを統一していくのが平群であって、三郷、斑鳩、王寺だけだと思うんです。ここで税率について調整をすると言っているんですけど、そうすると他の取ってない所も徴収するようにする、という前提に立って税率云々という事になるのか、その辺も全然分からないわけですね。そういう関係のものが随所に出てくる。例えば下水道の関係についても、僕らが17年度から供用開始が期待をもっているんですけどね、先ほどもお話がありましたように、斑鳩町の負担金、受益者負担金ですね、僕は使用料金の関係は多少の関係があっても調整できると思うんです。負担金の関係について、いわゆる生駒郡の関係については、これから供用開始しながら、入れてもらって、第一浄水場の方ですか。ところが北葛の方の関係については、既に供用開始している、加入しておいでになるからその関係の調整、負担金の関係については果たして統一できるのか。どっちにしてもこれは二分しないと、先に実施している所はそれぞれの負担、差額という負担の関係、とてもじゃないけど持てないだろうと。例えば、斑鳩町、三郷町だけにしてみても、二分の一以下の差があるわけですね、そういう関係について調整というより、先送りというのは、先送りするのはいいでしょうけれども、厄介物はみんな先送ってしまっている、という形のものになっているので、この関係の報告などを聞く限り、合併協議会は合併をするという事を前提にして、これは先送

りします、これは合併の時に決めます。という事にして、合併の是非を論ずるための資料提供を住民にする、という視点が全く欠けている、という風に私は思うんです。それで多少的外れになって、委員長から、もし、それは不都合だという事になれば止めていただいて結構なんですけれども、私は私なりに合併論議、今までの関係をずっと闘争しながら自分なりに整理をして、今後どうあるべきか、という事についても考えていきたい、という事で整理をしてきたんですけれども、通常合併問題を議題として議論をする時について、この任意の合併協議会から始まっていると思うんですよね、そしてこの是非が論議をされる、合併の是非が論議をされる。一定の方向が煮詰ってくる段階、こういう事になって初めて法定協議会に切り換えて、それでは具体的に合併した時どうするか、こうするか、という議論になっていくだろうと思うんです。ところが今の合併協議会の審議の方向というのは、どうも任意の合併協議会で議論するような内容のものが今、中心になって先行されてきている、という風に思われて仕方ないんです。私はやっぱり広域7町の合併協議会というのは、特に住民からの直接請求によって設置をされた、という事でこの任意の協議会で議論をする場という関係、内容のものが、法定合併協議会で議論されるという形になってきている事からこういう手順、後先の関係にあるんでしょうか、混同しているように思うんですけど、やっぱり住民請求による直接請求によって法定合併協議会が設置されたという事を前提としている、だからこれは行政が合併しよう、というよりも住民の意向であった事は間違いないと思う。この事をやっぱり忘れる事はできないと思うんですけど、ただ、この協議会を設置するについての前提条件として、7町が共通してお互いが議会の承認を求めたのは、合併の是非も含めて議論するという事であったと思うんです。そうするとその合併の是非について一体どうなのか、という議論はどこでどうしようとしているのか、いう事が全く明らかになっていないという事が言えると思う。ですから私はそういった意味から色々と住民の間に言われてるんですけれども、現在のような審議の状況を例えば会報で毎月配ってくれてい

るけれども、あれを見た限りにおいては、どう判断していいのかも皆目分からない。検討もつかない、こういう風に言われているんですね。それは僕は当然だろうと思うんです。あの内容を見て、合併いいな、と判断できる人があったらお目にかかりたいものです。我々自身もその事を早く掴みたいという事で、この委員会で具体的にどう変わる、あるいはどういう所がよくなる、という事について聞かせてほしい、という事を常に言っているのはそこにあるわけですね。ところがそういう事が出ていない、という事から住民の批判が高まってきている。しかも最も単純で感情的な問題かも分かりませんが、新市の公募とか、公募の体制とかどう、という事については採決をして決めてしまう、という関係ですけれども、少なくとも町村の合併の問題については、7町なら7町が1町でも反対という事であれば、これはご破算になってしまうというものですから、よほど僕は慎重に最大数の公約をどうしたら見出す事ができるかという事を中心に考えて対応してもらわないと、非常に数で決めるんだという事になってしまいますと、これは決めようがないわけです。その所でしこりが残ってしまう、という事で前回の関係でも申し上げましたけれども、やっぱり新市の公募の関係についても採決という事にしてしまう、という事については私は非常に今後の協議会運営に対する疑念を持たざるを得ないという事になるという風に思っているんです。これは質問なんですけれど、合併協議会、法定協議会が来年、17年4月のいわゆる特例法が認める時期までに合併の是非について、結論を出そうという立場でのスケジュールを組んでおいでになるんだろう、という風に思うんですけれど、その事が間違いないかどうか。とするならば、それまでの間のスケジュールをどのように組まれているのか、という事について私は明らかにしてほしいと思うんです。前回も言っているように、住民説明会を設けると言われているんですけど、住民説明会がいつ、少なくとも3月頃に行われるような事であったように思われるんですけど、とてもじゃないけど、そういう状況にはないという風に思っています。我々自身も時期を十分再度確認する、住民投票の関係、小委員会で議論を

願っていますけれども、いつ頃にこれは行われていく事になっていくのか、という関係について時期的な合併協議会の進め方の面もにらんでいきますと、はっきり決めようがない、という状態なんですね。ですから合併協議会が、特例法が認める時期までに、時期を一つの焦点にあてながら具体的なスケジュールを組んでいるとすればそのスケジュールを具体的に示してほしい。それにこだわらないというなら、こだわらないという関係のスケジュール、いつ頃どうなっていくか、という事について住民に分かるようなスケジュールをこの際示してもらえないものかどうか。もしあるならそれを示してほしいという風に思うのが、第一点です。なぜその事を強調するかと言いますと、斑鳩町の場合、既に全体的な協議会の面から見ていきますと、温度差があるような感じがする。1つにはやっぱり新しい市の公募をする方向についての多少の意見の違い、その他にも今言いましたように、スケジュールの関係ですが、法定期限内に進めようとするように思うんですけど、本当にそういう事なのかどうか、合併協議会が。ところが特例法が定める時期にこだわる必要はない、という風には町長は言っておいでになるし、奈良新聞を訪れたときもそういう意見があったということで、新聞報道見えています。そうしますとこの辺は一体どうなってくるのかな、というような事などが出てまいります。その事と、更に穿った見方をするようですけども、来年の10月には斑鳩町の町長の任期満了に伴う町長選挙が行われる、という事などもからんでくるんですね。そういう中では我々はどう判断していくべきなのか。その時期は合併問題についてどういう議論がなされている状況、既に合併問題については特例法の関係を言うなら、期限がきて方向が決まっているわけなんです。ところがそういう事が決まっている状況の中で行われる選挙になるのか、そうでないのか、という関係も出てくると思う。そういう色々な事を考えていきますと、一体どう我々は判断すればいいのか。先ほどから何回も言ってますけど、合併協議会の今後の進め方、作業の手順ですね。そして特例法が認める時期までにそういう手順を念頭において進めているのかどうか、という事について

まず聞かせてほしいと私は思うんですけど。

委員長 今、松田委員から17年の特例法の期限までのスケジュール、作業の手順、その中で説明会も3月と聞いているけど、遅れ等がないのか、その辺を聞かせて下さいと言うことです。理事者側の方。

町長 これは法定協議会で4号委員の方からのご意見で住民説明会は3月頃という事を書かれているけれども、これでいいのか、という事も言われています。今、現状を考えますと、恐らくこのままでいきますと6月以降になる見込みであろうと思います。いずれにいたしましても、この法定協議会がこの合併の是非を問うという事で今、松田委員がおっしゃたように、法定協議会は進んでいってますけれども、いずれにいたしましても、そういう点ではスケジュールが17年3月に合併をするという事を前提にやっておられるのか、あるいはこのまま流れていく中で、いつか来たら住民説明会をしたらいい、というような事になっていくのか、我々としてももう一つ掴めませんし、いずれにしてもこのままでいけば17年3月は私は無理だろうと思います。新庄・當麻にしても16年3月に合併をすると言いながら、実際は1年の延期を国が定めたもので、16年の10月という事でようやく奈良県議会、あるいは知事、総務省の関係等については、一応合意を得られたという事になっておりますけれども、私はやっぱりそういう手続き等考えますと、17年3月はこのままでいくとしたら難しいのではないかと。そういうスケジュールがはっきりと。ただ、問題は合併するのでありますけれども、もし合併しないという事も踏まえた中で、議論がいつ頃行われるのか、あるいはそういう事についても以前から委員さんの中には、やっぱり7町を中心に考えなくても、4町を考えてやってはどうか、という事も、それも会長は聞き及んでおります、という事で終わっておりますし、あるいは新市として、もし市をどこに中心を置くとしたら、そういうアクセス等の関係等についてもお伺いしたい、という事についても全然進んでおらない。そういう現況の中で

新市の公募とか進んでいくという現状ですから、そこらを十分整理しなかったらなかなかこの関係等については時間を要するのではないかなと思っております。

松田委員 僕が最も聞きたいのは、一つの見通しなり判断なりについての斑鳩町の町長として、あるいは斑鳩町の委員の一人として難しいのではないかと感じているという、それはそれで受けとめておきたいと思うんですけど、合併協議会そのものがスケジュールをどう組んでいるのかと、法定期限までに実施しようとしてるのか、してないのか。これはどなたに聞いていいのか私は分かりません。出席した事もありますし、協議会でどうだった、という事を聞いてもいけませんので分かりませんがね。ここの事を協議会でどう認識してるのか、という事なんですよね。斑鳩町の場合、小城町長なら小城町長の考えがあって、その事だけであって、他の所はみんな協議会の実施日を特例法に認める時期までにやる、とスケジュールを組んで、そのうちがいいというんやという事なのかどうか。これは誰に聞いていいのか私は分かりませんがね、この辺をはっきりしてもらわないと、我々説明もしようがない。いつ頃どうなりますよ、という事も言えない。いいか悪いか以前の問題として。そういう面についてこの際明らかにしてもらわないと、ここまで深みに入ってどんどんのめり込んでいったら、良い悪いではなしに、先送りという形でのめり込んでいったら、どうにもならないように思いますので、もうぼちぼちはっきりしてほしいなど。それらを踏まえて我々が今、小委員会で議論してもらっていますね。住民投票の時期などもだいたいどの辺、という事を想定しないとけない、と思うんですよ。だからそういう意味から十分、この、聞ける分だけ聞かせてほしい。それが個々の委員の意見でしか言えないというのだったら個々の委員の意見でも結構ですけれどね、協議会として言えないなら言えないで結構ですし。

小野委員 3号委員として参加している事について一応意見を言わせていただ

きます。松田委員がおっしゃる通り法定協議会の中では、私の認識では当初にスケジュールも発表されています。そして町長が先ほど申し述べた通り、住民発議による法定協議会については6ヶ月以内に新市の建設計画を提出、策定しなければならないという縛りがありますので、当初3月位までに新市建設計画書の素案を作成して、それから住民に説明会を行い、修正をして新市建設計画書を完成させる、というスケジュールで動いておりました。その事によって、新市建設計画策定小委員会3号委員からは私、4号委員からは今日お見えの吉川委員、それと2号委員の芳村助役、斑鳩町からはその3名、そしてこれは斑鳩町からではないんですが、一応住民発議の方から宇治委員が斑鳩の住民としては参加しております。その新市建設策定小委員会も3回、先日も行われました。その中でそれと併行して名称、事務所の位置検討小委員会、これも立ち上がりは1ヶ月遅れてありました。その委員にも私が3号委員として行っております。また、4号委員さんからは上田委員、そしてその名称、事務所の検討小委員会の委員長が先ほど三木委員長がおっしゃったように、下村委員長という事になっております。そうして小委員会で色々検討させていく中で、新市建設計画書を策定して、それを協議会の中で確認していただいたら、それをもって住民が合併の是非を問うための説明会をやっていくと、そのようなスケジュールになっておりますので、少し話が逸れるかなと思いますが、確かに住民発議で法定協議会の設置を請求がなされたという事につきましては、当時の住民の方もやはり17年の3月を目標に22ヶ月が必要だという定義もありましたので、出されたものと私は理解しておりますし、請求人の皆さんもそうだろうと思います。だからやるからには17年3月という事でスケジュールはセットされていますが、なかなか進み具合で、先ほども町長が申し上げられた通り、私も3月はちょっと無理だと、早くて5月。町長がおっしゃるように、6月位に新市建設計画の素案ができて、住民に説明会がいただけるのではないかなと。昨日の私の住民投票検討小委員会の中でもそのように委員長に申し上げまして、また後でその事についても吉川委員長から皆さんに

報告があるかなど。3月に条例制定というのは難しくなってきた事とそれらを合わせて報告もしていただけるのかなと思っております。答えとしてはならないと思いますが、私は法定協議会に参加している限り、17年3月までに合併の結論を間に合わすようにするのが当然であって、そのようなスケジュールで今、勢力的に協議をされていっていると、そのように認識しています。

松田委員　私は委員の皆さんには大変ご苦勞をおかけしてると思うんです。特に私どもが尊重しているのは、例えばこの小委員会を持たれて、新市都市計画ですか、この関係についてご議論を願っているんですけども、少なくとも中間報告的な関係は6ヶ月後ですか、いう事からいきますとその時期は1月だな、という事を思ったりしていたわけですけども、なかなかそれは出そうな状況ではない。新市の関係がだいたい1月頃と想定するから故に3月頃に説明会かなど、理解していたんですけど、これがずっと延びてしまってきている。という事になって、後ろの方だけは実施日の関係だけは動かない、という考え方でいきますと、一度につめこんでどんどん先送りにしたような形を、作業的にはスケジュールを埋め合わせていって、そこに無理が出てくるという事になっていると思うんです。そして、いわゆる先程町長が言われたように、3月に間に合うとは思えないと、延びるという関係については、小野委員もその面については若干無理があるのかなと言っておいでになるわけですけどね、いわゆる協議会そのものがどうしてるのか、という事が全然見えてこないんですよ。それぞれが言っている、スケジュールがあります、作業手順の関係が一時的に間に合わない、こう言っている。どうしても合わせなければならない、特例法の適用ができないという事で、しかもその特例法が優遇措置の関係を受けなければ合併という事についての価値がない、という風に見るのか見ないのかが、やっぱり合併の最大の意義だと私は思うんです。だから特例法があろうがなかろうが将来を展望していく限りにおいて、やっぱり合併はすべきである、という風に見るのか、特例法の一時的な関係

の、一時借入の関係ですね、そういう風なものがあるからこそその時期にやっておいた方が得やで、後また返済の関係が積もってくる事は別にして、という事の認識になるのかによってうんと違ってくると思うんですよ。そして先ほど中川委員が言ったように、肝心の負担の関係その他の関係についてはみんな先送りになってしまっている。一体どうなってくるのか、どう判断したらいいのかと、いう事がなかなか見えてこない。というのが実態だと思うんですけどね。こういう会議でどんどん決められて次に行くでということで、どんどんいってしまって、作業日程だけ詰められていく。そして、どんどん決められてしまうという形になるのと違うかな、というような懸念がしますし、このような委員会のあり方に参加をしていく事に異議があるのかどうか、というようにさえ、疑問を抱かざるを得ないような状況にあるのでは違うかな。今の関係の、個人的な見解ですけれども、合併協議会の中での7町の中で、もう既に7町が足並みを揃えた段階に進んでいるという状態ではないのではないかな。ぼちぼち7町が一致してるというよりずれ込んでいる、問題点といいますか、対立点、そういうのが出てきてるのではないかな、という風にさえ思われる。この辺をどう修復していこうとするのか、という事になりますと、先ほど言われてますような来年3月というような形になるのかどうか、それまで説明会あってあるいは新市の構想計画が出て、そして住民投票に持ち込んで、という関係がいつ頃になるのか。そういうような関係について、我々も適切に住民の側に説明をし、こういう風に皆さんにお聞きする事になります、というような環境を掴む事さえできない。というのが現実のような気がするんです。そういう関係についてはやっぱり合併協議会で今後のスケジュールについて、あるいは今後の段取りについてもう1回念押しをしてきちんと駄目押しして、こういう関係を進めていってもらわないと、すぐ出てきて1回目は継続審議して2回目やったら決まっていく、パターンになってずっと日にちを組まれてきているような印象を受けてしまいますから、そういう面についてはここで議論をするというよりも、合併協議会でスケジュールをもう1回再確

認するなら再確認する。あるいは今後の取り組みについてどういう風に考えていくと、スケジュール的に、作業的にね、そういうものをきちっとしてもらって、そういう事を住民に、関係町村の住民が明らかに受け止められる状態を作って審議を進めていただくようにしないと、この問題についての是非はなかなか判断しようがないという事になってくるのではないかというように思われて仕方がないんですけどね。どこで、誰に聞いたらいいのか私は分かりません。分かりませんが、けれども意見としてはそういう風に思っているんです。

委員長 松田委員の方から法定協の進め方の中でのスケジュール等の姿が見えない、もっと分かりやすく、という事ですが意見という事ですが、よろしいですか。他ございませんか。

木田委員 2月1日幸前の自治会において今年度の初集会が行われたんです。その時の住民の方のご意見として、私は斑鳩町議会の動きとかいう事を報告させていただいた中で、そしたら合併したという事になれば焼却場の煙突をいつ撤去してくれはるのか、そういう質問が出たわけです。いや、それはもう一応県の100トン炉の計画ですか、2010年度の。それができるまでは今の現状のまま使わせていただきたいと思えます。それはおかしいじゃないかと。あの地域は市街化区域の農地が結構あるわけです。そうして斑鳩町の可燃ごみを焼却してるという現状があってですよ、そしてまた公共下水道の整備についても一番、平成33年ですか、幸前地域は。一番遅い方に入るわけですよ。やはり規模が大きくなれば大きくなるほど行政サービスの低下というのは目に見えてますしね。これまた合併という事になれば、かなり平成33年というのも、確実に日程通り進められるのかどうかという事にも疑問な点が出てくるし、その他に住民投票の日にはいつや、と聞かれても今の所答える事ができないわけです。だからそれらの事をはっきり分かるようにしていただかなければ、一番この間の集会の中では焼却場の問題、幸前自治会にとっては。やはり斑鳩町の

ごみ処理を請負ってるという事で、市になればそれを取ってくれるのかどうか。始めみんなどこも受けていただけない、という事で地元の人々の協力も得てあそこへ設置したという経過があっても、いろんな整備とかダイオキシン対策もやっていただいても、やはりそれは新市になったら撤去の方に向かってやっていただけるのかどうか、という質問が地域で出たら、私らそれに対して県の2010年の100トン炉の整備ができるまで辛抱していただかなければ、新市になってもすぐにそれを撤去する事はできませんよ、という風な返事しかできないんです。そういう事も含めてきちっとした方向を、これから説明会に来ていただいたら必ず地元へ行ったら出てくると思います。そうした場合にそれをはっきり言ってもらえるような状況に持っていただかないと、私だって聞かれても返事できないし、仮に理事者の方が説明会に行かれてもはっきりと説明できないようだったら、説明に来たって無駄やんか、という事になってもいけないので、はっきりと煮詰まったような状況の中で地元へ説明に来てくれはるのだったら、そういう風にお願したいなと思います。

委員長

今、木田委員の方から幸前という地域性もあるという事で、焼却場、下水道、住民投票の日にちが定まらない、集会等があった場合にもそういう返事ができない。これは他の地域でもそういう事はあると思います、パークウェイの問題も含めて。その辺の所のスケジュールという事だと思いますが、今の木田委員の幸前という地域の事も含めて焼却場の問題、市になれば撤去できるのか、下水道も平成33年という事になってるがその辺もどうなのか、という事ですが、理事者側の方で答えられるならば答えてください。

総務部長

焼却場の関係につきましては、先ほど課長が申しあげましたように施設につきましては、現行のまま新市に引き継ぐという中で地元の同意をいただいている関係については、尊重する中で進めているとなっております。約束等については守っていかなければならないという

事になっていくと思います。ただ、新たに新市で合併した中で、という事になりますと先ほど町長が申しあげましたように、100トン炉の関係でブロックというものが県の方で定めていただいておりますけれども、そのブロックをどう再編するのか。現在広域7町の地域とブロックが違いますので、この辺りをどうされていくのか、県がどう進めていくのか、そういった事の課題もあると思います。そうした中で現在はとりあえず新市にこのまま引き継ぐというような中で確認されております。それと下水道の関係につきましても、合併すれば新たに下水道事業計画を定める、そうした中で明らかにしていくという事で確認されております。そういった内容でございます。

小野委員　　今の植村部長の答弁、説明で私はそれでいいと思うんですが、町長もこの委員会での当初の挨拶の中に入れておられたと思うんですが、100トン焼却炉の件。今回の協議会の中で先ほど説明があった通り環境対策事業の取り扱いについて、という項目でそれらの事を提案されております。その中で小城町長が将来的に100トン焼却炉の建設というのが県の方で、厚生労働省ですか、そこから県の方からもエリアはちょっと違いますけど、対応していくべきだという事でそれらについて小城町長の方から協議会の事務局の方に、それらとこれを提案した協議第30号ですか、これについてどのように諮ろうとするんだ、という事を質問されておりました、その事も含めて継続審議となっております。だから次回に協議会の事務局としてどういう風な考え方をもっているかと。部長が言いましたように現在の炉を新市に引き継いでいくという原則と、その先、新市がやっていった時に100トンという大きな焼却場という事でまた協議されていって答えが出てくるんだと、そのように私も考えておりますので、次回の協議会の議論を期待しておりますのでよろしくお願いします。

木田委員　　言ったら今のままの状況で今までの約束を守っていくという事で地元は納得していただいておりますという事は大きな間違いだと思います。

嫌々辛抱してくれてはる、という事を理解していただかなければ、とにかく新市になるのだったら煙突を取ってくれと、はっきりとそういう声が出てるわけですよ。そしたらやっぱりそれも検討していただかなければ、新市になってその中でこれから検討していくわ、ってこんな2010年って言ってるやつ、とてもじゃないけど県の事でも出来ないわけです。スケジュール的にも5年やそこらで出来る問題違います。それをやっぱりいつになったらやっていただけるのか、という事も、1年そこらの差違ができてもない仕方ないです、だけどそれが延び延びになって地元の人にどう説明したらいいのか。その点もやっぱりある程度煮詰めていただかなければ、地元の説明会来てもぐちゃぐちゃになってしまうと私は思います。

町 長

いずれにしても今、木田委員がおっしゃるように、新市になったら煙突を撤去するという事よりも、斑鳩町の場合は地元との覚書があって、10年撤去を含んで再考しようという事で昭和57年から、その次は平成4年の10年間、そしてその10年後の平成14年、2回私は交渉させていただいて、色々途中で了解をいただいた。いずれにしても当然やっぱり地元の方々は焼却場そのものを撤去してほしいという気持ちはよく分かりますし、我々としても平成14年から平成24年、一つの経緯がございますから、いずれにしてもどっちにしても斑鳩町としても30年、20余年になりますし、そこらを十分考えなかったら、とても現状のままで煙突が使えるかといったら不可能でありますし、建替えていくのか、そういう事もあるわけですが、その中にやっぱり以前から厚生労働省はできるだけやっぱり焼却場の煙突を少なくするという事で、24時間燃焼できるような環境を作るために100トン炉を奈良県としても設置をする、という事で奈良県の環境の方から市町村に区割りをされた。その区割りをされた時に結局、生駒市、大和郡山市、生駒郡が一つの100トン炉のエリアになると。北葛城郡、その時に既に出たのはなぜ7町王寺周辺広域圏でありながら、なぜこれは生駒郡と生駒市、郡山市。向こうは向こうで分かれて

いくんだ、という声も出た事は事実でありますし、私はそういう事を踏まえた中で県も王寺周辺広域7ヶ町村という事がどう捉えておられるのか。以前も合併の問題についても7ヶ町のシュミレーションあるいは生駒郡4町のシュミレーション、2つを示されておりますし、その事を十分考えなかったらいけませんし、木田議員のおっしゃっていただくように、我々としては幸前、高安、高安西、睦の方々に大変ご迷惑かけてるという事は重々私は思っておりますし、とにかく皆様方にご協力をいただかなかつたら、斑鳩町の出たごみはできるだけ少なくしてほしいという事で色々やっぱり議会とご相談申し上げながらできるだけごみの量を減らそうと、ごみゼロをしていこうという事も踏まえながら地元にご理解いただく、そういう中で木田議員がおっしゃっていただくように、幸前に説明、新市になったら早く煙突を撤去してくれ、という気持ちは私は重々分かっています。そういう中でできるだけ努力をしながら議会でもいつも出てまいりますように、2010年、県が示しているような2010年に間に合うのかという事も何回も耳が痛くなるほど聞かされています。しかしこれ、なかなか寄っても私の方立候補しますという事はとてもないと思います。生駒市が立候補する、郡山市が立候補する、斑鳩が立候補する、三郷、平群が立候補するという事は不可能な話です。全てがごみの焼却場というのは困っておられるわけですから、現実には。来る地域は必ず反対されるわけですから。そしてまた都市計画法という1つの法があって、500m以内は住民説明会をしないとイケない。住民説明会をしたら必ず反対という事は言われておるわけですから、よほど考えていかなかつたら必ずしもごみというのは、ゼロになったら最高ですけれどもなかなかそういう事にはなっていない。必ず家庭から出るごみ、斑鳩町の場合はできるだけ少なく努力をいただいておりますけれども、その事を十二分に考えながら、今地元の幸前、あるいはそういう方々にそういう努力をしながら煙突を、地球環境に優しい、煙突を維持する、できるだけごみの量を減らしていくという努力をしながら我々としては考えてまいりたいと思っております。

委員長 休憩いたします。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時36分 再開)

委員長 再開します。質問のある方。

西谷委員 これは理事者というより、今まで聞いてる中では委員から肝心な事は全て先延ばしになっている、という事の中で私は6月以降で住民説明会があるという事の中では、今の状態で説明会をしても何ら住民に納得してもらえそうな状態ではないと思うんです。そこで私は是非とも例えば財政シュミレーションするにしても、国保税や下水道、上水道、介護保険となってくると少なくとも市になったらこれくらいの、最低限基準のものでやらないとやっていかへん、というものが当然財政シュミレーションをする中では条件設定が必要ですから、当然その中では数字を出していかないといけない。単に今は調整ができないから、という事で先延ばしにしてるけど実際に運用していく中ではそういう条件設定の中では料金の設定というのは、必ず必要になってくると私は思いますので是非とも住民説明会までには基本的に財政が、シュミレーションができる条件設定の数値を、水道だったらこれくらい必要です、あるいは下水道だったらこれくらい、国保税だったらこれくらいという形で出してもらおう。それが逆に住民の方々が合併したら料金はどうなる、現行はこうだ、という比較もできるし、そしてなおかつ財政シュミレーションする中では主として新市構想が挙げられてる中では、当然その中ではどれ位の施設がどこへできて、その建物ができる事によって合併して市になった時に市民一人あたりの借金がどれ位になるのか、現状はこうだ、というその辺の詳しい数値を是非とも住民説明会の中では提示してもらおうような事を、私は協議会の中で是非ともうちから出てる議員の中から、委員に出していただいている中か

ら斑鳩町議会の総意の意見としてそういう事を出してほしいと思う。そうでないとみんな今結構合併についての関心は高まっていますけれど、具体的に聞かれた時に我々は何らそういう住民に説明する資料を持ち合わせてない、という事では非常に議員としても情けないと思いますし、私は個人的に今までの数字をピックアップしながら平成13年度位の数字しかないんですが、住民一人あたりこれ位で、7町の住民一人あたりの借金の状況とかやってるけど、それだけではなかなか満足してもらえないので、そういう所は是非とも協議会の中で私は要望してほしいと思いますので、これは理事者にできる質問ではないのでそういう事をお願いしておきたいと思います。

小野委員 新市建設計画書の策定を今してるという事をいろいろ説明させていただいてありますが、その新市建設計画を策定していく中で協定項目をこれだけあると。その協定項目を協議会の方で順序追ってやってきてもらっていますので、それで今、出すという事は無理な話なんです。当然分かりやすい説明会に、分かりやすいものに作り上げようという努力はしています。それは皆さん一致した意見ですので今の時点では確かに分かりにくい、ふわふわした物になっていると思いますが、それが新市建設計画書素案という形になった時には、もう少し分かり易い物になってくる。だけどものによってはまだはっきりしない、というのは、いろんな条例とか色々な関係ではっきりした事が謳われないかも分かりませんが、できるだけ皆さんに分かり易い説明書と言うのか、計画書になるようにがんばっていきたいと思う。今日も吉川委員もおいでですから、その計画書作りに努力します、それだけです。

西谷委員 基本的に後の喧嘩は先にしておいた方がいいと思う。だから住民にこういう事を出したら合併に、斑鳩町は住民投票掲げてますからこんな事、こういう数字が出てきたら斑鳩町の合併について逆に言ったらマイナスのイメージになるかな、という部分があったとしても全てを出して、住民が本当に合併をしたからと言ってばら色になるような、

決してそういう時代ではないんですから、そういう事を住民にはっきりと示して住民も合併する、しないについてどっちに投票するにしても覚悟をもって投票してもらおうという事が一番大事だと思いますので、是非ともお願いしておきます。

委員長 理事者側に対して要望という事でございます。他にございませんか。

吉川委員 先ほど説明を受けた中で15ページの環境対策事業の取扱いについての案という事で、1番から4番まで挙げていただいているわけなんです。そこで私が申し上げたいのが、4番の火葬場、墓地、焼却場については地元同意の趣旨を尊重する。という事を謳っていただいております。しかし、し尿処理場についてはそういう事は全然謳っていないわけなんです。私は是非とも地元同意の覚書等については、完全に希望してもらえるように私は強く要望いたしますし、また、出ていただいております委員さんについてもこの事についてはきつく意見を言っていたきたいと思う。それから4番についても趣旨を尊重するという事だけではなく、これは地元と交わした約束事、覚書については完全に実行するという事で進めていただけるように要望するわけなんですけれども、この事についてお願いしたい、これが1点。それから私は是非とも説明会はやっていただけるものと思いますし、5月になるのか6月になるのか住民説明会の予定についての町の考え方、方法ですね、時期、説明は約、時間これ位かかるという、各自治会でやるのか地区4つなら4つに分けてやるとか、何か町の予定とか考え方があるなら聞かせていただきたい。特にやはりこの住民説明会が先ほど西谷委員もおっしゃるように、住民皆さんがそう思っておられると思うんです。やっぱり分かり易いように説明をしてもらいたいと思いますので、その2点についてお願いいたします。

委員長 環境対策と住民説明会の件について、理事者側の方。

助 役

まず、15ページの環境対策事業の取扱いについての関係でございますが、今、吉川議員のご指摘によります3番のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬及び処分については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。という事でございますが、し尿処理場を持っているのは斑鳩町という事を思っているわけございまして、そういう事を含めながら協議会において色々意見を出していきたいと思っております。

次に財政シュミレーションに関しての住民説明会の関係なんですが、この3月始め頃に各7町の財政の数値が算出する事にいたしております。そして合併協議会事務局を経ましてそれを集約作業、財政計画等の資料調整を行いたいと思っております。そして幹事会を経まして3月末の新市建設まちづくり計画策定小委員会に提出をしていきたい、提案していきたいとこのように考えております。従いまして公表の時期となれば、小委員会、合併協議会に確認された後となりますので、これから概ね2ヶ月はかかるのではないかと考えております。従いまして3月頃にその公表ができるのではないかと考えております。また住民説明会の手法なんでございますけれども、これは色々協議会と通して協議をしていかなければならない。各町それぞれが別の方式でやるという事は問題があると考えておりますので、そういう事のないような形で進めていくという事を思っております。従いまして、やはり住民の意向を十分反映する中でのシュミレーションをしていきたいと思っておりますし、そういう中での住民説明会の対応をしていきたいと、このように考えておりますのできちっとした内容については今後協議会において、また幹事会において一つにまとめてまいりたい、このように考えております。

吉川委員

住民説明会については今、助役さんの方から述べられておりますので一つよろしく願いをしておきます。ただ、このし尿処理場の関係なんですけれども、これは完全に文書でここに謳っていただきたいという事を強く要望しておきます。

小野委員 今、吉川委員から確かにし尿処理場というので、この前に提案された時点で私自身も気付かなくて、質問してなかったという事ですし、次回に再度これを審議する時に必ず文書で入れるように、もちろん斑鳩町の委員さんは当然それに賛成していただけたと思いますし、他の町からの委員さんにも理解してもらえるように必ず努力しますので、この場でお約束します。

里川委員 住民説明会の事についても今まで色んなご意見出てるのでちょっと重複するかも分かりませんが、この間私達こういう報告聞かせていただいて、住民説明会6月頃すると、だけど新市において調整する、新市においては現行引き継いで3年以内に調整するとか、新しいやり方に変えていくんだとか、本当にそんな中で住民説明会どんな風に行われるのだろう、こんなんで住民に分かるような説明会ができるのか、というずっとそういう風に思いながらきたんですが、ここに書かれてるように細かいものについて新市において調整、という考え方示されてますので新市計画を持って、住民説明会する時には分かり易い物をという事を言っていただきましたけれども、果たして本当にどの程度の具体性のあるものになるか、という事を私は心配します。ここには委員に出ていただいている方も、また幹事会のメンバーの方もいらっしゃると思いますので、ここについてはこの委員会で出ました、それぞれ委員から出た意見というのを本当に皆さんそれぞれ重く持って行っていただきたいという事を再度お願いをしておきます。これでは住民説明会をやっても理解していただけるような内容にならないのではないかと、という心配という事ですね、その心配が大きいという事をご理解いただきたいと思います。

それと、先ほど来出てます期限の問題で委員さんから出まして、町長は17年3月までちょっとしんどいなと。けれども、片や17年3月までにやるのが当然、というような考え方でそれぞれ委員さんの立場からのお話もあったんですけども、私ここに前回も申しあげました新市の名称を公募する時に斑鳩町では色々反対の意見もあったにも

かかわらず、協議会の中で十分協議をされずに協議会という場において採決という事で決定された、というような形の協議会の持っていく方について今後も本当に17年3月までにという事で、スケジュールありきでそういう形で進んで行くという事について非常に大きな問題がある。今日もその事についてはそれぞれ委員さんからも別のご意見が出てるという事について、さらに私は余計に心配しているわけなんですけれども、やっぱり協議会というもののあり方について十分協議をしていただける場であってほしい、7町の中で1町でもやはり違う意見があればその事について協議ができるという状況にしてほしい。けれども17年3月の期限ありき、という事になればそういう事になってしまうし、色んな意見があるのに意見を聞かずに採決、という事になってしまうとこれはやっぱり問題があるという事をさらに声を大きくして、今日の議論を聞く中で私は申し上げておきたいという風に思いました。それと一つ今日資料見させていただいて、大きな問題なんです。前にも申し上げたと思うんですけど、財政シュミレーションする中で先ほど水道会計の中でも独立採算性という事を説明の中でも委員さんから質問も出た、というような事もおっしゃったんですけれども、表に出てる料金だけではなくて、企業会計については企業債の問題とか、内部留保の問題とか、ものすごく財産関係においてもものすごくこの水道会計、7町の違いというの大きいという心配を以前からずっとしてきているんですけど、この事についてもちょっと私はそういう資料も出していただきたいなという風には思っています。これについてはまた、さらに検討をしていっていただきたいという風に思っておりますので、ここまでは要望という事で。すいません、それと後細かい事、ちょっと質問、申し訳ないんですけど、私が見させていただいて、人権施策の所で協議会や審議会の設置の所、審議会という事で挙げてはるんですけど、他の町では協議会という名前でも挙がっていて、斑鳩町には協議会の欄が空欄になっているんですけども、前から斑鳩町、学校関係者や自治会関係者などの中で、これら人権に関する協議会を持っていたと思うんですけど、その今までや

ってきた協議会というのは、この他の6町に並ぶものではなかったんですか。私それがすごく疑問であるという事、それと今の時点で分かる事があれば教えていただきたいなと思うんですが。

助 役

ここに12ページですか、各町の人権関係事業の取扱いについてという事で明記しております。ここで関係条例等については、ご存知のように、人権擁護等に関する条例は当町は制定しておりません。本町におきましては、町民憲章の中に明記をさせていただいているわけでございます。人権を尊重し、心のふれあうまちをめざします。こういう項目を入れさせていただいております。また、協議会、審議会の関係なんですけど、現実には本町では審議会、協議会を設けておりません。本町に設けておりますのは、まず、この関係から言いますと人権啓発活動推進本部、これは設けております。人権教育推進協議会、これは設けております。ここにはそういうような事はいわゆる人権推といいますか、そういうようなこの協議会はここには載せておりません。しかし、他の町村では教育の関係で載せておるという事でございます。従いましておっしゃっておりますように、審議会、協議会の内容は本町には設けておらない、これは同和対策の関係での審議会、協議会になると思います。本町についてはそのような協議会は今まで設置はしておらなかったという事です。

松田委員

さっきから色々言われているんですけども、住民説明会というのは、誰が出席して説明するんですか。それを聞いておきたいと思えます。それから2つ目は、どうも財政シュミレーションの関係、協議会の方で待っているとなかなか出てきませんので、町の方で例えば13年度の決算の状況について同一内容の同一様式で我々に提起できるようなもの、7町の関係についてできないのかどうか。私が試みにそういったものを見てもみます時に、かなりな面で分かる内容があると思うんです。それはいつも調査をしかけてきているんですけど、地方交付税の関係であるとか、交際費の関係であるとか人員の関係であるとか

目的税の関係であるとか、あるいは料金の関係とか、かなり具体的な数字になったものが出て、町と対比をしてみる時に一体どういう実態かなという事がだいたい分かる、というか判断できるような内容のものがあるんですけども、そういうものを協議会とは別に、協議会が出せないとするなら町で資料を整理して、提出して頂く事はできないのかどうかという事が2つ目。

3つ目の関係は奈良県におきましても奈良市、橿原市なんかでも16年度の予算編成に向けていろんな事が報道されています。特に三位一体の原則、いわゆる地方分権の建前にする合併問題というような面から結局、国庫負担金の減収の関係、あるいは所得課税の税源移譲に伴ってのマイナス面と、所得譲与税の関係でかみあいしている関係、色々出ています。従って斑鳩町も既に町長査定も終わっているようでありまして、16年度の予算編成の中で補助金と地方交付税を合わせた減収がどの程度になって、財政対策特別債の関係がこのままダウンをしていきますと、前年度対比についてどの程度減額を見込んで予算編成をされているのかどうか、その辺が今後3年間だいたいそんな事が続いているわけですから、これが一番大変な事になるぞ、という関係について分かり易い、目に見えた形で出てくる問題だという風に思います、ずっといくつかの数字を出すよりも。だからそういった面で、現時点で16年度の税、いわゆる三位一体の原則に基づいた財源移譲の関係などを含めてどういう規模の予算編成段階になってきているのか、という事について明らかにできるなら明らかにしてほしいと思います。具体的な関係はもちろん予算編成期の段階ですから、その段階で聞きますけれども合併問題と合わせてそういう事について聞きたい。その事が斑鳩町だけではなく、7町の関係について税源がどの程度増えるという操作になってきているというのが分かればそういうものも聞かせてほしいと思うんですけども。説明できる範囲で、もししていただけるならしてください。

助 役

まず1点目の住民説明会の方法の問題でございますけれども、先ほ

ども西谷委員の質問に対してお答えをさせていただいておりますが、まずやはり、どうした形で説明をしていくのかというのは、やっぱり7町の関係もございますので、協議会の状況並びに事務局等々、幹事会ですね、等を協議をさせていただいてやっていきたいと、このように思っておりますが、しかしながらやはり斑鳩町で説明会を開く場合には、やはり町単独の財政シュミレーション等が必要になってきますし、また町独自の情報提供も必要であろうと考えております。従いまして、私の判断でございますけれども、当然合併担当課が説明会に参加をすべきであろうと思っておりますのでございます。2点、3点目につきましては財政担当課の方から説明させますのでよろしくお願ひします。

企画財政課長　　いわゆる決算の定義という提言でございます。決算につきましては奈良県下の決算の状況がまとめられますのが、この3月頃の予定となっております。それまで待てば満足のいくデータとなるかどうかは別としまして、一応の財政指標等が出てまいります。ただ、それ以前にとまりますと各町調査をさせていただきたいと思っておりますので、しばらく時間をいただきたいなと思っております。13年度につきましては資料の作成をさせていただきたいと存じます。

委員長　　暫時休憩します。

(午前11時4分 休憩)

(午前11時8分 再開)

委員長　　再開します。

企画財政課長補佐　　まず始めに三位一体の柱であります国庫負担金の影響額につきましては総額約6千万円の影響が出ております。このうち影響が大きかったものは、児童交付金等の負担金であります、公立保育所運営費であ

ります。これにつきましては、国庫補助金で約1千万円の減額となっております。その次に大きな影響を受けましたものが介護特別会計の事務費負担金でございます。これにつきましては600万円の影響を受けております。なお、もう一つの柱であります地方交付税の影響額につきましては、平成15年度交付決定額と比較いたしますと7800万円程度の減額が見込まれており、対前年度比3.9%の減となっております。先ほどご説明いたしました国庫負担金の影響なんですけれども、保育所の負担金1千万円と申してました所ですけれども、少し訂正がございまして、すいません、4200万円程度の減収となっております。なおこれに伴います税源移譲の関係なんですけれども、所得譲与税として各地方公共団体に配分される事となっております。この配分方法なんですけれども、国の総予算額に対しまして国勢調査人口であります総人口を分母といたしまして、斑鳩町の人口を分子といたしまして、それを市町村と県がそれぞれ2分の1配分される事となっております。その結果斑鳩町におきましては、およそ4170万円程度が入ってくる見込みと考えております。

なお、臨時財政特例債の関係でございますが、地方財政計画におきましては、28.6%の減額が見込まれております。本町におきましても、この地方財政計画を基に28.6%の減額を予定しております。平成16年度の発行予定額は4億9千万円程度になる見込みと考えております。なお、町税の見込みでございますけれども、長引く経済不況の影響を反映して、たばこ税及び固定資産税の増額は見込まれるものの、町民税の減収が大変大きく、予算と対比いたしました約1億円余りの減収が見込まれておるところでございます。以上であります。

木澤委員 先ほどから議論されてますけれども、色々協議会自身の運営に関する事で各町、今のやり方でいいのか、という疑問があると思うんですけれどもそういう事を協議会の中で検討する、意見を出す場がないと思うんですけれども、会議次第を見ても項目の中にその他というのは

ないんですよ。そういう項目ですね、他の小委員会にしても会議をするにしたら、だいたいその他の項目というのがあって、忌憚ない意見が出せるんですけども、そういった今の運営自体に異論をもっている、例えば4号委員さんなんかだと町の特別委員会に出席して意見を言う事はできない、直接法定協議会の中でしか意見を言う事ができないという中では、その他の項目を設けて運営に関する事自体も議論できるようにするべきではないか、と思うんですけどそういった事に関しては協議会の性質からいうとどうなるんでしょう。

委員長 今のは前回の協議会で項目の中にその他がなかったと。その中で協議会の運営の仕方という事もそこで協議してもいいのではないかとという質問なんです。

総務部長 今までそういった、おっしゃる通りその他の部分については特段設けておらなかったわけでございますけれども、それはそういう風にされるかどうかは別にして、幹事会の中で意見を出していきたいと思えます。

委員長 他にございませんか。
ないようですので（1）についての合併協議会の報告についてはこれで終わらせていただきます。

次に（2）について、住民投票条例検討小委員会の報告についてを議題といたします。吉川委員長より報告をお願いします。

吉川委員長 座ったままで失礼します。それでは私の方より報告申し上げます。
はじめに第2回の小委員会を1月23日に全委員出席のもと開催いたしました。当日は住民投票条例の素案作成にあたり、どのように進めていくかが議題となりましたが、時間的な事もある中で、今現在、他市町村で施行されている条例等を参考としながら、斑鳩町にあったものを作っていくのが分かり易いのではないかと、言った意見があり、

協議の結果、各委員が各町村の住民投票条例を研究し、次回委員会で意見をもち寄る事といたしました。

次に昨日、2月12日でございますが、第3回の小委員会を全委員出席のもと開催いたしました。昨日の委員会では、条例の素案として第2回の小委員会の後に、私より委員長案といたしまして、各委員にご提示させていただき、各委員のご了解のうえで、それを基に具体的な条文の検討に入ったところでございます。なお、この資料につきましては議員皆様のレターケースにもお配りしているところでございますので、参考までにご覧いただきたいと思っております。条文についてはあくまでも参考でございます。確認をいたしました項目もありますが、検討中という事でよろしく願いをしておきます。具体的事項につきましてご質問がございましたら、一定のお答えはさせていただきたいと思っておりますので、その点もよろしく願いをしておきます。

また、各条文の検討に当たりましては、種々の検討を要する事から特別委員会の中では3月議会には条例の制定というようなお話もあったように思われますが、小委員会としては、引き続き検討を重ねましてできるだけ早い時期に特別委員会に報告させていただけるよう、努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次回の小委員会の開催につきましては、3月の合併特別委員会の後を予定しておりまして、正副委員長に一任をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上簡単ではございますが、委員長報告とさせていただきます。

委員長 報告がありました事について、何か質疑・意見等をお受けしてまいります。

(質疑なし)

委員長 質問等がないようですので住民投票条例検討小委員会の報告についてはこれでおわります。

次に2のその他についての質疑・意見等があればお受けしてまいりたいと思います。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、これをもって終了いたしますが、本日の委員会報告のまとめにつきましては正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、本日の会議を閉会いたします。ありがとうございました。

(11時19分 閉会)